

氷見市令和8年8月豪雨災害に係る損壊家屋等の解体及び撤去に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年8月豪雨（以下「豪雨」という。）により市内において被災した損壊家屋等を、当該所有者の申請に応じて市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。）をすること（以下「事業」という。）により、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 損壊家屋等 損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。
- (2) 損壊建築物 豪雨により損壊した家屋であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 罹災証明書（災害対策基本法第90条の2に基づき市長が発行する書類。以下同じ。）により証明された被害の程度が、全壊である建築物
 - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物
- (3) 損壊工作物等 損壊建築物のある同一敷地内に存する豪雨により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体・撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体撤去が行われるものをいう。
- (4) 被災民有地 個人が所有する市の区域内に存する土地であつて、災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (5) 災害廃棄物等 豪雨により損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄せざるを得なくなったもの（土砂、流木、岩石その他の自然由来に物質と混然となったものを含む。）をいう。

(対象となる損壊家屋等)

第3条 この要綱に基づく解体の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。

- 2 損壊家屋等を改修するための解体その他の当該損壊家屋等の一部の解体・撤去は行わないものとする。

(対象者)

第4条 事業の申請を行うことができる者は、令和8年8月27日（以下「基準日」という。）における損壊家屋等を所有する者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

- 2 前項に規定する申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）が基準日後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(申請)

第5条 損壊家屋等について事業の実施を受けようとする者は、事業申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し
- (2) 罹災証明書（被害の程度が全壊と証明されたもの）の写し

(3) 固定資産税評価証明書（損壊建築物が未登記の場合）

(4) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
1 代理人が申請手続きをする場合	次のアからウまでに掲げる書類 ア 委任状（様式第2号。原則として委任者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ウ 代理人の運転免許証、旅券又は個人番号カードその他の本人確認ができる書類の写し
2 損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 公費解体・撤去に関する同意書（様式第3号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
3 賃貸物件の所有者が申請する場合	申請者を除く賃借人全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 公費解体・撤去に関する同意書（様式第4号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
4 所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請を行う場合	差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記に係る債権者全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 公費解体・撤去に関する同意書（様式第5号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
5 所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次のアからエまでに掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、イからエまでに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ 相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書の写し ウ 相続人全員分の印鑑登録証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの） エ 相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする）
6 所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	次のアからエまでに掲げる書類 ア 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ 相続人の全員（申請者を除く。）に係る公費解体・撤去に関する同意書（様式第3号）（同意者の実印を押印） ウ 相続人全員分（申請者を除く。）の印鑑登録証明書申請日以前3か月以内に発行されたもの） エ 相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。）

(5) 前号の表に掲げる委任状又は同意書に委任者又は同意者が自署し、その者の本人確認書類の写しを添付する場合は、委任状又は同意書への実印の押印及び印鑑登録証明書の添付を省略することができる。

(6) 次のア又はイのいずれかに該当する場合には、第4号の表2の項、3の項、4の項及び6の項の右欄に掲げる書類（表6の項アの書類を除く）の添付を省略することができる。

ア 損壊家屋等について、不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条の申請に基づき滅失の登記が行われた場合又は同法第28条に基づき職権滅失登記が行われた場合

イ 申請者から提出された申告書（様式第6号）に基づき、建物性がないものと市長が判断した場合

(7) 第4号の表2の項、3の項、4の項及び6の項の左欄の区分に該当する場合であり、同表右欄で定める全員からの同意書を取得することが困難であると認められる場合において申請者から宣誓書（様式第7号）の提出があった場合は、第4号の表2の項、3の項、4の項及び6の項の右欄に掲げる書類（表6の項アの書類を除く）の添付を省略することができる。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類（第1号、第2号、第4号の表1の項ウ及び第4号の表5の項イを除く）は特段の事情がある場合を除き基準日以降に作成された原本を提出するものとする。

3 第1項の規定による申請の受付期間は、この要綱の施行日から令和8年12月28日までとする。ただし、所有者不明建物管理人等が申請する場合の受付期限は、市長が別に定める。

（審査）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る事業の実施を決定したときは、申請者に対し、事業の決定通知書によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、事業の不実施通知書（様式第9号）により、公費解体・撤去をしない旨を通知するものとする。

(1) 前項の審査の結果、事業の実施が不相当と決定したとき。

(2) 申請者の責めに帰すべき事由により、損壊家屋等の解体・撤去の実施日においても可解体が実施できず、その後損壊家屋等の解体・撤去の実施日の日程について通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じないこと等により、公費解体・撤去の実施が不相当と決定したとき。

（事業の費用の負担）

第7条 前条第1項の規定による決定に基づき実施した事業に係る費用は、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

（遵守事項）

第8条 第6条第1項の規定による事業の実施の通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 損壊建築物に係る水道、下水道、ガス等の配管及び電気、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う各種手続きについては、損壊家屋等の解体及び撤去の実施前までに申請者自らがそれぞれの供給事業者との間で完了すること。

(2) 他者の所有に係る物を一緒に廃棄しないこと。

(3) 損壊家屋等の解体及び撤去をするために隣接地の立入り、掘削等が必要となる場合は、当該隣接地の所有者から同意を得ること。

(4) 事業の実施前までに、当該近隣地にその周知を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(事前立会及び家財道具等の搬出等)

第9条 申請者は、損壊家屋等の解体・撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、解体・撤去前の申請者、解体業者、市等との事前立会又はこれに類する方法において、やむを得ない理由により搬出が困難と認められたときは、この限りではない。

2 申請者は、前項ただし書の規定による搬出が困難な家財道具等があるときは、当該物が家財道具等であることを明示するとともに、損壊家屋等の解体・撤去後の家財道具等の保管について適切に対応しなければならない。

3 損壊建築物内にある家財道具のうち明示のないものは、被災廃棄物とみなして、これを撤去し、処分するものとする。

4 搬出が困難な家財道具等の管理については、市は、その責任を負わない。

(申請の取下げ)

第10条 対象者は、第4条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、第5条の規定による事業の実施の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に取下げ書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げを承認したときは、取下げ承認通知書(様式第11号)により対象者に通知するものとする。

(完了通知)

第11条 市長は、損壊家屋等の解体及び撤去を完了したときは、対象者に対し速やかにその旨を完了通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(実施の取消し等)

第12条 市長は、次の各号の要件のいずれかに該当する場合は、当該事業の実施の決定を取り消し、事業実施取消し通知書(様式第13号)により対象者に通知するものとする。

(1) 対象者が偽りその他不正な手段により第5条の規定による事業の実施の通知を受けた場合

(2) 対象者が第6条の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により事業の実施の決定を取り消した場合において、既に市による損壊家屋等の解体及び撤去が実施されているときは、当該対象者に対し、解体及び撤去に要した費用の全額又は一部を請求するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月23日から施行する。